



「民泊サービス」を開始しようとされる事業者の皆さまへ

大阪市内において、『簡易宿所営業の許可申請』又は『住宅宿泊事業の届出』を大阪市保健所に行く際は、『消防法令適合通知書』の添付が必要となります。

詳しくは、大阪市保健所にご相談ください。

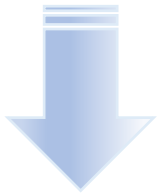
《大阪市健康局ホームページ》
民泊をはじめようと考えられている事業者さまへ



消防法令適合通知書交付申請の流れ

～申請者の方が各区の消防署で行っていただくこと～

○事前相談（消防法令適合の事前確認）

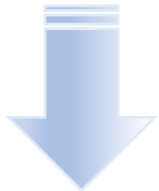


次の書類をご準備ください。

・ 予定地 ・ 建物全体の図面 ・ 施設の詳細図面等

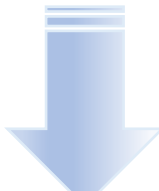
（具体的な面積や構造等が分からない場合、必要となる消防用設備等について判断できません。）

○消防法令適合通知書交付の申請（検査日調整）



※ 必要な書類は裏面をご覧ください。

○消防検査の立会い



※ 交付まで数日を要します。

○消防法令適合通知書の受け取り



大阪市消防局

OSAKA MUNICIPAL FIRE DEPARTMENT

担当：予防部予防課

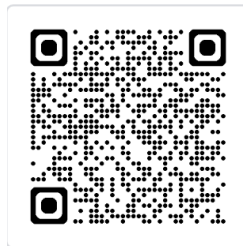
TEL: 06-4393-6353

申請に必要な書類

【住宅宿泊事業の届出の場合】

消防法令適合通知書交付申請書に次の書類を添付して申請してください。

- ・届出住宅の図面（以下の項目が記載されたもの）
 - ① 宿泊室として利用する範囲、住宅宿泊事業者が利用する範囲
 - ② 消防用設備等を設置する場所
 - ③ 宿泊室や押入れの寸法
 - ④ 60 cm以上の垂れ壁の有無その他届出住宅・建物の状況により必要となるもの
- ・当該届出にかかる部分の建築図面の写し
- ・付近見取図
- ・届出住宅が存する階の平面図、消防用設備等、火気使用設備等配置図
- ・建物の延べ面積を確認できる資料（建築図面、登記事項証明書等）
- ・その他（届出住宅・建物の状況により必要になる場合があります。）



《大阪市消防局ホームページ》
民泊サービスに係る消防法令の適用について